

令和2年度第1回〔第七期目第1回〕
松島町入札監視委員会

令和2年7月31日（金）

午後1時30分～

（松島町役場3階大会議室）

令和2年度第1回〔第七期目第1回〕松島町入札監視委員会

出席委員（5名）

委員長 赤石 雅英

委員 泉田 成美 梶塚 善弘

武田 三弘 小川 真儀

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

建設課 建設班

健康福祉課 高齢者支援班

教育課 学校教育班

各課(所)長・各班長・各担当者

事務局職員出席者

松島町長 櫻井 公一

財務課 課長 佐藤 進

財政班 班長 松村 武文

主査 齋藤 寛

主査 岸 淳一

委員会次第

令和2年7月31日（金曜日）午後1時30分開会

1 委嘱状交付式

2 開会の挨拶

松島町長 櫻井 公一

3 委員長選出

4 委員長挨拶

委員長 赤石 雅英

5 委員長職務代理者の指名

6 契約案件の審議等

(1) 審議案件抽出理由の報告

入札監視委員会委員長 赤石雅英

(2) 審議

工事請負契約3件

1. 建31工第027号 町道霞ヶ浦枝線避難道路整備工事
2. 建31工第047号 町道磯崎・高城線避難道路整備その2工事
3. 建31工第044号 農道弁天1号線舗装補修工事

業務委託契約3件

1. 高31委第224号 令和元年度介護報酬改定等に伴うシステム改修事業業務委託
2. 学31委第158号 松島第一小学校他暖房機保守点検業務委託
3. 給2委第005号 松島町学校給食調理等業務委託

7 閉会の挨拶

本日の会議に付した事件

委員会次第のとおり

6 契約案件の審議等

(1) 審議案件抽出理由の報告

○事務局 それでは、次第第6、契約案件の審議等に移ります。

審議案件の抽出理由の報告を赤石委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 では、今回ピックアップした6件についてその理由を説明いたします。

まず、工事3件、委託3件ということで、工事がまず最初の工事1というものですが、これ理由が資料の中、3枚目ですかね。抽出理由がついております。何を注目してピックアップするかと。まず、高落札率。それから、随契の中でそれが合理的な理由で随契を行ったのかという、その理由の調査。それから、最低制限価格付近による落札で、これについては大丈夫かというような点を確認したいということですね。あとそれから、契約の変更とか、あるいは変更契約とかがあった場合にその契約の理由を確認するという観点からピックアップいたしました。

その観点から、最初の工事は霞ヶ浦の工事で、これは高落札かな。最初の1番はこれ高落札率ですね。99.3%ということで、それが理由を聞きたいということです。

それから、2番目。2番目については②と④というふうになっていますけれども、一度不落がかかって、それで随契に切り替えたという案件で、それは何でそういうふうに切り替わったのかという契約変更の理由を含めて調査したいと。

それから、3番目が低入ですかね。3番目は71.2%、低入なのでその低入の理由を聞きたいという、それぞれの理由でピックアップさせていただきました。

例年5件、5件の10件のところ、今回は合計で短くということで3件、3件で検討させていただきました。抽出案件。

あとは委託のほう、委託のほうはこれまたありますように、高落札率、それから1者入札の場合、これ経緯及び理由。それから、最低制限価格の落札ということで、工事のほうとほぼ同じような理由ですけれども、それで、システム改修が③というものですかね。これは最低制限価格付近ということで、低入という。随契 なんですけれども、この積算根拠はどうだったとこのことの妥当性を含めてお願いしました。

それから、次の松島第一小学校の暖房は指名で1者で、これが100%になっているので、その辺りでそういう100%になったのかと。

それから、給食については金額がちょっと大きいものですね。1者入札だったと。その辺に

ついてなぜこのような業務委託契約になったのかということの確認ということでピックアップをいたしました。

6件についての抽出理由は以上です。

○事務局 ありがとうございます。

(2) 審議

○事務局 それでは、審議に移りたいと思います。委員長、進行方よろしく願いいたします。

○委員長 では、早速請負工事のほうからいきたいと思います。

工事1、これは建設課建設班のほうの工事です。よろしく願いいたします。

この工事については99.3%という高落札率になっておりますので、その事情を中心に説明していただければと思います。お願いいたします。

○建設課 それでは、説明いたします。

最初に1、事業概要から。建31工第27号町道霞ヶ浦枝線避難道路整備工事でございます。

事業場所が、松島町松島字霞ヶ浦外地内。事業期間が令和元年10月30日から令和2年6月30日まで。業種といたしましては建設工事となります。

続きまして、事業の概要の説明をさせていただきたいと思います。

資料の2ページ目をお願いいたします。

施工延長が53メートルで、土工といたしまして切土が1,100立米、盛土工といたしましては2立米。法面工が植生基材吹付工事で89平米。擁壁工で道路擁壁として61メートル。排水工が道路側溝76メートル、集水柵1カ所。舗装工といたしまして車道舗装345平米。あと、付帯工一式という工事ということでございます。

すみません、ちょっと資料の25ページに図面のほうをつけさせていただいておりまして、今回の施工箇所につきましてはJR東北本線の下り線側のほうに図にある工事の箇所です、そちらのほう避難道路を整備するような形になります。

入札資格条件になります。本件につきましては指名競争入札になります。指名理由といたしましては、本工事は令和元年8月1日に条件付き一般競争入札で告示したところ、1者から応募がありましたが、入札を辞退したため落札に至りませんでした。今回、東日本大震災復興事業で早期に工事を完成させる必要がある事業であることから、再度条件付き一般競争入札を行うことでは工事に遅延が起こるということで今回指名競争入札にしております。こちらはJRのやっている工事との関係もあるので指名競争入札という形にしております。

指名参加人数が10者、実際に入札に参加した業者が3者となっております。

入札の結果ですが、令和元年10月24日に入札を行いまして、予定価格が3,987万7,200円に対して、落札額が3,960万円、落札率が99%というような状況になっております。

今回高落札率となった理由になりますが、工事については先ほどもお話ししたとおり、JR東北本線の踏切に隣接している箇所です。大部分がJRで規定している近接施工管理に入る工事になります。この施工工事管理者、あと列車見張り員という通常の工事にはない新たな人員の配置があると。あと、列車が通過時に機械を止める等の一定の制限を受ける工事となるので、あと、今回、延長が53メートルで比較的小さい中で、さらに構造物があるので条件があまりよくない工事ということで、入札額が高止まりしたものです。

以上で説明を終わります。

○委員長 ご説明ありがとうございます。

JRさん絡みの工事なのでもともとこの辺のあれで最初に入札関係、数は多かったですけども、3者入札となったということだと思います。

委員の皆様、何かご質問等ございませんでしょうか。

○委員 すみません、当初1者から申し込みがあつて辞退した会社とは全く違う会社なんですか。

○建設課 違います。先の条件付き一般競争入札にやったところは結果的に今回は。

○委員 後からは入ってこなかったの。

○建設課 指名のときに言っていたんですけども、配置技術者の準備ができないということだったので、今回は指名の中にも入れないような形で、実際に今回の指名のメンバーの選定に当たっては、資料の28ページのところに書かせていただいておりますけれども、点数が前回の公募条件と同じく600点、土木一式になったんですけども、そのほかにJRの工事という入札なので、JRの工事实績、あと2市3町近隣である会社さんということで、その中から実際は指名させてもらっております。

○委員 ちなみに工事の発注時期というのは、初め元年8月に出しましたけれども、工事自体もやはりそれよりは前には出せないような状況だったということですか。

○建設課) 工事なんですけれども、実際この工事の前段として実際JRの用地のほうに木があったということで、その木の撤去をJRのほうに受託していただいております、その木の伐採時期に合わせたというような形になります。

- 委員 それで結局この時期になって、後々になってきてしまったと。
- 委員長 ですから、期間変更があったという経過もその不参加の理由ということだったんでしょうか。
- 建設課 期間のほうに関しては、ちょっと変更につながるんですけども、工事をしている中で逆にJRと反対側、民地さん側のほうの擁壁をもともとくむ予定だったんですが、工事の内容の中で懸念事項がありまして、ちょっといろいろ町に対してあったので、工法関係の検討だったり、あと家屋調査のほうを入れさせてもらったんで、その分期間が延びている。
- 委員長 コスト高には結びつかなかったんですか。契約金額の変更には。
- 建設課 工事の経費の中でその家屋調査の関係とかのほうに含めたりしたので、若干その分コストが下がります。
- 委員 10者のうち入札に参加しない辞退者が7者いるわけですけども、その辞退の理由もその業者がお話ししたような理由なんですか。
- 建設課 辞退の理由についてはやはり技術者がいないという理由で辞退しています。全者。
- 委員 あと、当然この設計、業者から出された内訳書と町の設計、これは土工とか金額ぴったりで、これは積算するソフトがかなり正確にだせる。
- 建設課 多分やはり今回取ったのが結構大手ですが、そのほかもですけども、自社で工事費を算定する中で、公表されている部分、町ではちょっとその人数は出していないんですけども、ある一定の実績あり、町と考え方が一緒になったような形で算定ができると、そういった算定した中で今回工事費を下げられるところがないということで入札をしていたものです。
- 委員長 これらの辞退、7者ありますけれども、これの辞退の理由は技術者が云々もそうでしょうけれども、要は同じ時期に他の道路の工事をやっていて、こっちをとれたからこちらは辞退しますというのが多いんじゃないでしょうかね。技術者がいなければ入札にも参加しないはずだから。
- 建設課 はい、そうですね。
- 委員長 ですよ。当初はいたと思うんですけどもね。
- 建設課 はい。今回JRの近接工事ということでJRの工事管理者関係もつけなければならぬですし、あと、そちらの方が用意できないとやはり難しいということもあったので、技術者、あと工事管理者関係で辞退という形だったと思われま。
- 委員長 これは不落になりませんでしたけれども、不落になる、あるいは競争入札、入札制度は入札者が多くなって初めて競争性なり発揮されるはずなんだけれども、非常に少なくなって

きている。その理由は大体が技術者不足という。

あとは、やはり修理と。新しいものをつくる場合だと付加価値も高いからみんないくんだけど、やはり修理をしましょうという工事が公共工事かなり増えてきて、やはりそのところうまみがないというか。

ところが、ご案内のようにこうやって、本当に私思うんですけれども、コロナで仕事が減ってきていて、全然3密にならない仕事ですから、土木建設という工事は。本当はそこのところにもっと国民が、仕事があるわけですからシフトしてほしいなど。

あるいは、そういった技術者が足りないんであれば国がお金を出してでも技術者を勉強させて養成させて、それで工事をちゃんとやれるようにという、そういう体制づくりが、そういう時期に来ているんじゃないかと思うんですけれども、でも、なかなか町でこういう話じゃないんですけれども、本当はそういったものを国のほうでしっかり先々を読んで。

今後ますます、だって今後あと10年ぐらいだと補修だとか、そういったものがもうたくさん増えてきますから。昭和の時代にいけいけどんどんでつくったものがどんどん古くなってきて、そうするとまた技術者不足云々という、いつまでそれを続けるのかなど。何かそういう問題意識、最近ではひしひしと感じているんですけれども、やはりそういった、JRの場合しようがないかなと思いますけれどもね。向こうの都合ございますから。

あと何かご質問ありませんでしょうか。

○委員 変更理由のところよろしいでしょうか。近接している家屋の所有者との調整が必要というところがありますが、あと家屋調査、設計の見直し及び地元住民との合意形成に不測の時間を要したためというところなんですけれども、こちら辺何か理由ってどんな具体的な何か。

○建設課 26ページの図面のほう。すみません、25ページの図面、道路の中の左側のほうの上に一段高く家屋があるんですが、その部分は擁壁のほうをさらに積む、前面に積んでという話なんですけれども、その際にどうしてもその地盤を掘らなければいけないんですけれども、そちらのお宅のほうで東日本大震災である一定地震の影響を受けて家の中も傾き等がある。そこにさらに掘られてしまうのはちょっといろいろ不具合があるんで工事をやめてほしいという話をいただいたということで、一応そういった工事前にある一定そういったもう損傷があるので、家屋も事前調査を入れていきますという話をしたのと、その擁壁の工法関係を再度どうすればということで、見直しをするという時間が必要だったので、その分ですね。

○委員 そうだったんですね。コロナとは関係なかったわけですね。

○建設課 コロナとは関係はなかったです。

○委員 何かそういう業者から来てほしくないとかという。

○建設課 それはないです。

○委員長 あと何かございませんでしょうか。

では、この工事は高落札の理由、あるいは期間延長、変更の理由も合理的だということでしょうか。

では、結構です。

では、次、2番目、工事2、こちらも建設課のほうで。

この工事については不落ですよ。一度不落になって、それで随契になったことということなんです。契約変更の理由も含めてご説明お願いいたします。

○建設課 2番になります。事業名が建31工第047号町道磯崎・高城線避難道路整備その2工事になります。

事業場所が、松島町磯崎字蟹松外地内。事業期間が令和元年12月27日から令和2年2月28日まで。業種が建設工事となります。

工事の概要について2ページのほうで事業概要説明調書のほうでご説明いたします。

施工延長が23メートル。土工が盛土工25立米。舗装工といたしまして車道舗装88平米、歩道舗装が32平米。付帯工一式。撤去工一式という内容になります。

内容について補足で図面のほうで説明します。18ページのほうになります。

こちらには工事の図面のほうをつけさせていただいておりますが、こちらの工事は同じ同時期にJRのほうで受託しておりました仙石線の磯崎第2踏切のほうの拡幅工事のほうをJRのほうでしております。その前後の町道へのすりつけ部分をJRではできないので町のほうでということで、このJRの両脇の部分を町が別に発注したものになります。

○委員 図面で言うと青のところですか。

○建設課 そうですね。その箇所が工事の箇所ということになります。

随契の理由ですが、資料、すみません、1ページ、説明書のほうに戻っていただきまして、本工事は〇〇〇に工事委託している仙石線第2磯崎踏切工事に伴い、踏切前後の町道整備を行うものであります。現在、拡幅工事において第2踏切は通行止めとなっており、あわせて整備することで新たな通行規制が不要となることから、通行止め期間である令和2年1月25日までに竣工すべきため随意契約としております。

こちらは事前の通知の中で指名の不調から随契に至った経緯、あと応札に至った理由ということですので、ご説明いたします。

本工事は、先ほどお話ししましたとおり J R の受託工事と第 2 磯崎踏切の工事に伴いまして踏切前後の町道の整備を行ったものであります。この中で、ちょうど踏切の拡幅工事に合わせて前後の町道を通行止めしておりましたので、別にするのではなくて、その工事の期間中であわせてやりたいということで、指名競争入札 5 者で入札に付しております。

令和元年 1 2 月 1 9 日に入札をしておりまして、5 者中 4 者が配置技術者の不足のためという理由で辞退をされておりました、入札参加が 1 者、参加業者が随契にもありますが、〇〇〇のほうが入札に応札しております。入札の結果といたしましては、第 3 回まで至りましたけれども、予定価格に達せず不調となったものであります。

今回の工事に関して早期に執行したいということで、随意契約に切り替えまして、施工業者が 3 者、資料の 2 1 ページのほうに指名のメンバーがありますが、3 者を指名しまして見積もりを行ったわけなんですけれども、結果といたしましては 2 者辞退、理由的には労働者の確保ができないという理由で辞退しまして、1 者応札となりまして、結果、町内の〇〇〇に決まったものであります。

入札の状況といたしましては、予定価格が 1 2 6 万 7, 2 0 0 円に対して、落札額が 1 2 1 万円、落札率が 9 5 % となっております。

あと、変更契約、こちらのほうの理由について確認したいということで、資料のほうの 2 8、2 9 ページをお開き願います。変更理由書をつけさせていただいておりました、その下に今回の変更前と変更後の数量をつけさせていただいております。

今回の結果といたしましては、変更理由といたしましては、J R との協議とか保安員、J R 近接工事の工事管理者と列車見張り員の配置、あと夜間における体制については J R のほうで対応するというふうな話になったわけなんですけれども、踏切へのすりつけに必要な施工については全て町のほうで行ってほしいというような内容になった状況ですけれども、それに伴いまして当初町で設計していた数量に対して土工だったり構造物の撤去、あとマンホール等のかさ上げ等の付帯工事に変更になったところであります。

当初の設計に比べて若干踏切の高さが少し、高さがちょっと違った関係で、すりつけで舗装面積も少し増えていまして、増額といたしまして 5 6 万 9, 8 0 0 円が増額となったところであります。

以上で説明は終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

委員の皆様、何かご質問ありませんでしょうか。

○委員 お話を聞いていると J R 関係の工事は落札率を下げるのは難しいという、やはりそういう感じなんですかね。

○建設課 J R だと通常の工事に比べて、やはり列車が関連して安全対策としていろいろ追加があるところですか。あと、やはり機械がもう列車が来たときは基本止まりなさいとなっていて制限を受けてしまうので、やはり敬遠されがちだし、業者さんとしてもいろいろ経費が、経費と、あとその列車運行のための毎日いろいろやりとり含めてやはり手間がかかるところで敬遠されるし、金額も高くなるようなところですか。

○委員長 でも、技術者なんかもやはり J R 工事をちゃんと理解している技術者がいないと受けられないですよ。

○建設課 J R の指定したそういう研修を受けて資格も持っている者でないといけないということです。

○委員長 いけないということです。だから、どこでも受けられるというわけではないというのが1つあるということですかね。

あとは、ランキングを加味して云々じゃないから。もしランキングだと21ページにあるとおり〇〇〇とかね。もう〇〇〇さんはCランクだから、余りそういう意味では重要な工事は任せられないというような、そういう位置づけという。

○建設課 内容的には舗装が中心になったということと、特にランクということはなく、内容的には施工的にはできるということですね。

○委員 最初の随契の理由が J R の工事、通行止めの期間、交通規制の期間を1月25日までの期間内に終わらせるために業者を指定したんだということだったんですけれども、結果的に何か資材確保のために何か工期を延期していますよね。

○建設課 工期の変更で資材というのは、本体の舗装関係は全部全て1月25日までに終わったんですけれども、現地にあった防護柵を加工するのに実際測って見たらちょっと通常の既製品で測っていましたもので、その分追加しているんです。

○委員 その通行止めの期間は。

○建設課 通行止めはそれは終わって、それが来るまでは仮設的に防護の柵を設けて、それでやった。

○委員 あともう1点変更して、先ほどおっしゃられました保安体制かな、J R とのいろいろな役割分担が変更になったと。

○建設課 通常であれば工事管理者、列車見張り員を置くものというものがあるんですけれども、

ちょうど同時期だったのもう全部 J R にお願いしてやったんです。

○委員 それって工事始まる前に J R と調整ってできるの。

○建設課 工事が始まる前にいろいろ調整はしてきたんですが、1 つは工事の範囲がちょっと変わってしまったということで J R といろいろ交渉した中で、であれば実質工事管理者というのは来てもらっている J R の職員にお願いしていただいているんです。

○委員 なかなかその時点にはなかなかできかねて。

○建設課 ちょっと調整し切れなかったんです。

○委員 変な質問してよろしいですか。随意契約の理由のところでは新たな通行規制は不要となることからということで今回決めたと思うんですけども、この通行規制が不要になるということは通行止めの期間を短くすることができるということなのか、あるいは別々でやった場合に費用が安くなるということなのか、どちらのほうなのか。

○建設課 通行止めになるんですけども、もともとは踏切のほうの通行止めの関係上、その前の年の 9 月ぐらいからちょうど 1 月 25 日ぐらいまでの間を完全閉鎖で踏切を通れないような形にしていたんです。それをまた別にやるということは新たに通行止め期間がどうしても出てくるので、それはちょっと管理上というか、あと住民への利便を考えて、今回ちょっとそれを避けたいという中で。

○委員 期間のほうの問題なんですね。

○建設課 そうですね、期間の問題。

○委員 お金は安くなるのかというわけではないんですか。

○建設課 金額的にも規制が結果的には列車見張り員等なくなったので、そこは。

○委員 結局そうなった場合に予定価格が少しは安くなったりとか、設定したのかなというのでちょっと。

○建設課 それは。

○委員 そこまではしていない。

○建設課 していないですね。

○委員長 これ 28、29 ページ見ると変更前だと交通誘導警備員 2 人 / 日必要だったのが変更後だと。減ったのはここですかね。

○建設課 そうですね。

○委員長 あとは最初歩道の舗装の面積、40 平米から 32 平米ですけども、それ以外表層工は 70 平米から 88 平米と増えているから、大体プラスアルファで出し前のほうが多かったと

ということですかね。

○委員 これたしか前回出ましたね。

○建設課 前回はこれの関連で水路のほうになります。それもJRと町の協定で。

○委員 ずっとあそこ通行止めになっているんですよね。

○建設課 ずっと通行止めになっていました。

○委員長 あと何か質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

この後、不落から随契に移行した理由あるいは契約変更、金額変更が多かった理由もご説明では理由があるということによろしいでしょうか。

はい、では結構です。ありがとうございます。

次、3番目の建設課の工事で、この工事については71%と、低入ということで、条件付きでならした入札でしたが、この低入になった理由等を中心に説明をお願いいたします。

○建設課 それでは、3番になります。

事業名が建31工第044号農道弁天1号線舗装補修工事。

事業場所が、松島町手樽字弁天外地内。事業期間が令和2年2月3日から令和2年7月31日、今日検査してもらっていただいております。

工事の概要になります。資料2ページの事業概要説明調書のほうです。

事業概要といたしましては、施工延長が1,299メートル。表層工が9,090平米。路上路盤再生工が同じく9,090平米。区画線設置が3,890メートルとなっております。

工事場所につきましては、図面を29ページから30ページまでになります。

こちらのほうは県道奥松島松島公園線から45号線に続く圃場の農道の舗装補修で、復旧・復興関係、車両が多く通った関係で舗装が大きく傷んだということから、復興庁の補助金をいただいて今回舗装補修をしたものであります。そして、特徴としては田んぼの真ん中の道路で、家屋等が全然1軒もないような道路になります。

続きまして、1ページに戻っていただきまして、2の資格要件につきましては、今回の入札資格条件になりますが、宮城県に本店または請負契約について本店から委任された支店もしくは営業所を有した会社さんで、令和元年11月30日現在舗装工事で総合評点が800点以上の者ということで募っております。

結果といたしまして、入札資格確認申請者という入札参加資格を持った者が7者、その全者が入札に参加しております。

結果といたしまして、入札が令和2年1月16日にありまして、予定価格が7,671万5,

200円に対して落札額が5,465万9,000円、落札率が71%となっております。

低落札となった理由につきまして、入札に対する内訳書、こちらのほうを入札の際にいただいております、その中身を見てみますと、直接工事費につきましては町の積算の88.2%ということで少し落ちたぐらいなのですが、諸経費率が13.6%として低く抑えて応札したとのことであります。

今回入札、規模は舗装補修といたしましては1,200メートルですので比較的大きいものであることと、先ほどもちょっと話したとおり現場条件、周りに家屋等がないということで大きく片側規制とかできる箇所だったということが条件の中で落札額が低くなったものとなります。

説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

では、委員の皆さん、質問お願いいたします。

○委員 今回、発注事業一覧表で制限価格差率というものを出示していただいたので、またわかりやすくいいと思いますね。

それで、最低制限価格を0.3%上回っているという、そういう落札結果なんですけれども、入札結果を見ていくと最低制限価格をある程度予想した上で、最低制限価格のちょっと上を探るような感じで幾つかの会社は応札しているような気がするんですね。もともとこのあたりの落札率で出てきたときに、業者としては赤字なんだけれども今工事が欲しいからこういう落札率にしているという感じなのか、それとも、これでもまだちょっと利益が出るぐらいの感じなのか、どういう印象を今お持ちですか。

○建設課 一応メインとなる直接工事費自体は大きく落としてはいないので赤字ではない。現場条件がよかったので経費的にも抑えられると見た中で低めに入れたと思います。

○委員 一般管理費とか共通仮設費のところを勉強をして、まあ会社としてもこれで何とかという感じなんですかね。

○建設課 そうです。先ほども話しましたがけれども、積算工事費の見積もり自体は公表されているものと、あと歩掛かり、あとシステム関係で、ほとんど工事費は変わらない積算は1回やっていると思うんですけれども、その中で現場条件を確認しながら見積もると思うんですけれども、今回はほかの業者のものもいろいろ取りまとめているものがあるんですが、その業者さんも見ますとやはりもう90%ぐらいから100%ぐらいの直接工事費で、諸経費用で皆さん安く見積もって、大体最低制限価格程度でとりたいという形で考えられている。それでもまだ利

益率があがるということていくのかなということが考えられます。

以上です。

○委員 額が大きいので結構とれると。

○建設課 そうですね。

○委員 余り赤字受注が続くようだとそれはそれでよろしくないのかなと思うんですけども、まあ損益的にはぎりぎり、赤とも言えない線なのかなと思います。そういう気はしますね。その意味では松島町の最低制限価格、いい水準で定まっているのかなと。

ほかの自治体ではむしろ最低制限価格がちょっと高過ぎるんで、最低制限価格でも利益が出るので、それで今官製談合があちこちで出ているんですけども。最低制限価格を聞き出して、最低制限価格でちょうど入れると利益が出る。買取してもまだ利益が出る。そういう意味で言うと松島町はちょうどいい水準なのかなと思います。

○委員 ちなみにほかの舗装関係の工事だとこのような争いって起きているんですか。たまたまこれ。

○建設課 メインが舗装工事というものは比較的落札率は低いです。

○委員 発注事業一覧表を見ると、これは工事の11番ですけども、その下の12番も制限価格差率0.3%ですし、その上の10番も1.0%ですし、何となく工事の傾向としてそういうような工事種別があるなという印象はやはり持ちますね。

○委員長 ちょうど〇〇〇とか〇〇〇だとか、入札参加指名停止期間とかち合っているのかな。

○建設課 舗装業者なんですけれども、談合以来大手業者さんについては町に登録していない。協力会社だったりその関連子会社さんは登録しているが。

○委員長 それも問題だよ。あとは、こちらだったら要は評価点をつけて、評価点でどうのこうのというのは余りやっていないけれども、国の工事なんかはそれもやっちゃっているから、そうするとどうしても評価点高いところがとってしまうというところ。

もう指名競争入札停止になっても、その期間だけはだめだけれども、それが明けるとその点数に影響ないんだよね。これはおかしいだろうと思うんですけどもね。要は企業の体質評価だから、ちゃんとした工事をやれるのかという、単に技術作業の問題じゃなくて会社のスタンスというか、問題なんだから、その評価も影響を及ぼすべきだろうと思うんだけども。やはりしようがないですね。何だか。

だったら、何もゼネコンさんは恵まれて、一応その形の上ではすみませんと謝って言ったつもりでも、その後市場から撤退ということもないんで、ここはおかしいですよ。時代はもっ

と変わってくるように思うんですけれどもね。

だから、新しい業者がどこかを破綻させて、その中身をほかの会社が買い取るというふうになってくると会社のコンプライアンスなんかもよくなってくるんですけれどもね。というふう
に思うんですが。

そういう意味では、今回舗装道路の工事がこれだけ参加があって低入になったのは、仕事の
取り合いというか、仕事がないというんじゃないくて、そういう影響はあったかなという気がし
ます。

あと何かご質問ございませんか。

○委員 結局そうすると、3つ見てなんですけれども、JRとかそういうものが絡んで面倒く
さい工事は何かそもそも、金額は別として入札自体に参加辞退だったりで、こういう簡単なと
うか、単純なものはやってあげるといふ、そういうものがある。

○建設課 そうですね。現場条件、同じ金額でも市街地とかでいろいろ難しい工事と、今回の工
事みたいに何もなくて制限が少ないところであれば、やはり制限が少ない現場条件がいい場所
に関しては土工事を含めてもう低くなる。

構造物が多い工事というのはやはり高止まりになるケースが多い感じです。

○委員 それだったらもともと算定で金額のもとを出すときにそういうものってある程度加味
されているから、そこって率と……。

○建設課 率は金額で率が変わっていきますので、単価的に加味して高くはなっているんですけ
れども、業者さんのほうはやはりそういった構造物の一応、難しい工事については余りやりた
くはないというのが現状だと思います。

○委員 そもそも高くしてもそれでもやっていて簡単なほうがまだやりやすいついていう感じで
すか。

○建設課 はい。

○委員 機械使ってちゃんと効率よくどーんとやれるものはいいけど、そうできずに調整が必
要な工事は……。

○建設課 なかなか下げられないという。

○委員 だから、今の設計積算の中でそれが、反映していないと言ったらなんですけれども、
やはりそういうふうになっている。

○建設課 人手がかかるんです。

○委員長 人手がかかる。

○建設課 そうですね。員数がかかるのはどうしても。

○委員長 あと何か質問等ございますか。よろしいですか。

では、この工事について低入ではあるけれども、路面が真っすぐで長くて経費を節減できる余地がかなり業者のほうにあったというのが一番の理由として低入だったということで、特に何か大きな問題が業者に負う問題があるわけではないということによろしいでしょうか。

では、結構です。ありがとうございました。

○建設課 では、ありがとうございました。

○事務局 それでは、1時間経過いたしましたので、10分程度休憩いたします。

(休憩)

○委員長 後半戦入ります。委託業務で〇〇〇へのシステム改修で、こちらについては落札率51.7%と低入だったんですけれども、当初の見積もり、予定価格の算定がどうだったのかとといったところを中心に積算根拠のご説明を中心にいきいたいというふうに思いますので、この辺を中心にご説明お願いいたします。

○健康長寿課 高31委第224号、令和元年度介護報酬改定等（特定個人情報データ標準レイアウト改版分）に伴うシステム改修事業業務委託に関してご説明いたします。

このシステム改修事業概要につきましては、令和2年6月に番号制度情報連携における特定個人情報データ標準レイアウト改版が実施されることに伴い、介護保険給付が自己負担証明情報の項目追加などが必要となり、介護保険制度運営を適正かつ円滑に実施するため、本町が所有する介護保険システムの改修をするものです。

改修に当たってはシステムの機器構成及びデータエリアの格納状況、アプリケーションの関連性等、システム全般にわたって精通している必要があります。他社において改修を実施することは著しく困難であり、競争入札に付することは適さないことから1者随意契約といたしました。

予定価格の算定根拠についてですが、業者に参考見積もりを徴するとともに、改修業務の提案をし、どのような改修が必要か作業量を確認しております。また、同業者に同じ改修業務を委託している同規模の自治体にも参考見積もりが同金額で提示されていることを確認し、その実績を考慮し、精査して価格を算定しております。

今回の改修は令和元年度では当初予定していませんでしたが、国の補助金が予算編成の都合上前倒しで実施するということから急遽対応したのですが、令和元年度に実施した市町村が

ほとんどであったことから、多くの自治体で改修となったために価格が安く抑えられたとのことで、低落札につながりました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

1者随契。随契 については他のシステムについても委託しているので、それに関するものであればそれをつくった会社にとというのは、それはわかります。なので、随契の理由というよりはこの予定価格ですね。倍ぐらいの値段で予定価格なってしまったんだということで、1つの理由としては〇〇〇さんがほかのところと同様の業務をやっていて、その流れでやれるからこれができるんでしようということだったということかと思うんですが。

では、委員の皆様、ご質問お願いいたします。

○委員 そうしますと、最初の段階で業者さんから参考見積もりをとったという、その業者さんって〇〇〇ですか。

○健康長寿課 そうです。

○委員長 では、〇〇〇から参考見積もりでこのぐらいかかりますと言って、それで価格を設定したら、実際のところで〇〇〇がそれよりも半分ぐらいの値段で入れてきた。

○委員 良心的といえはそういうんですけれども。

○委員 何か単価が随分違いますよね。町の積算のほうでは2万円なんだけれども〇〇〇のほうは5万円になっていて。作業日数も随分違って。何か釈然としないようなんですけれども。

○委員長 5ページが具体的に予定価格の見積りに当たって1人1日当たりということで2万円、10日で20万円とかやっているんだけれども、内訳としてはこれ3日で、6ページですかね。積算の向こうのほうで出してきたのは。データ変更、レイアウト。

○委員 ほかのところでやって慣れてしまっという理解でよろしいんですか。

○委員長 5ページでのシステムの分析・設計、システム開発、このところはもう既に開発済みですか。ということでしょうね。恐らくね。

○健康長寿課 そう思います。

○委員 それ全国的に行われて、地方自治体で行われているんでしょう。これ何だ、何とか保険システムというのは。これに伴って、それを恐らく各市町村、自治体ごとに少し合わせれば。その町に合ったような形にするというような、そういうつくりになっているんですかね。ちょっとわからないんですけれども。それがあから今回変更するのも皆全国的に同じように簡単にできてしまったということですか。

○健康長寿課 そう思います。

○委員 でも、ちなみに似たようなことがまた来年度とかに起こったときにどのように見積もりといたしますか、業務するのかということがやはり課題だと思うんですね。

○健康長寿課 今回12月に参考見積もりのほうをいただいております、それがその77万円という金額でした。それをもとに元年度の当初予算では予定しておりませんでしたので、補正を組みまして、それで実際補正予算が成立して見積もり依頼をかけたというのが3月上旬ですので、そこが3カ月程度ありますので、そんなにこちらとしても大きく額が変わるところは予想できませんでしたので、今のお話によればなお今後もまたというふうにはちょっと…

○委員 難しいですよ。

○健康長寿課 もっと期間がたっていればもう1回ちょっと確認することはできると思うんですが。

○委員長 何かこっちの松島町にこういったシステム関係の見積もりについて、専門家とは言わなくてもかなり詳しい人、実際例えばソフトウェアの制作に携わって、これだったらこのぐらい、これだったらこのぐらいという、その辺の相場感のわかる方っていらないんですかね。

○健康長寿課 いないですね。

○委員長 その辺が難しさかなと思いますね。建設工事等であればもうずっと長くそういったノウハウみたいなものが町の中に積みあがっているんだろうと思うんですけども。

○委員 この〇〇〇については一覧表を見るとほかに随契でやっているものがありますよね。あれも健康長寿課さん以外でも〇〇〇を使っているところはあるんですか。

○事務局 〇〇〇に関してはうちの町の基幹系のシステム、住基とか税とか、それが全て〇〇〇の基幹システムになっていますので、あと他で出てくるのは全部そういう絡みで〇〇〇のものは出てきてしまう。

だから、法改正とかがあってどうしてもシステムの改修が出てくると、これは〇〇〇のシステムなので〇〇〇以外は手をつけられないというのがありますので、〇〇〇の名前が出てきてしまうんです。

○委員長 ですから、以前からもこちらの入札監視委員会でこういった基幹システムを入れる際には単年度の契約ではなくて、種々の保守委託も含めてやはり5年ぐらいのスパンでもって契約して、今度5年後にはまた入れ替えがあったときにはほかの基幹システムを作成するところ

と見積もりをとってという、そういうふうにやっついていかないとどうしても縛られてしまうので。昔1円入札というもので。

○事務局 そうですね。昔保守を、結局同じ業者さんに毎年単年度でお願いしていたんですけども、確かに今委員長おっしゃったとおりにこちら委員会のほうでおかしいんじゃないかというふうなご指摘を受けましたので、今の〇〇〇と契約する際には保守も含めた形で見積もり合わせをして、それで金額等々も含めまして〇〇〇に決まったという経緯がありますので、逆に言うと保守関係は一切出てこないというふうな形になります。

○委員長 このような臨時的なシステム改修ですか。

○事務局 そういうものだけしか。

○委員長 しか出てこないという状況ですね。

あと何か質問、どうぞ。

○委員 言い回しだけの問題なんですけれども、8ページの随契理由書なんですけれども、これは結局他社ではできないとか競争入札に適さないというふうに書いて、結果的には同じ話なんですけれども、言い回しとしては〇〇〇がそういうシステム開発して、そこが全部精通しているんでここしかできないというような言い回しなんですけれども、これ〇〇〇って一切出てこないですね。言い回しだけの話なんです。書き方として。

○委員長 現場の担当の方としては随契についてこのように地方自治法とか、それから町の規則云々に触れていませんよと、その触れていない形で随契をしましたから何か問題があるんですかというような書き方としてなってしまうんですけれども、これもかなり長い、皆さん監視委員会の中で随契はもうここしかないといったらこう決めるという、その理由だけでいいですよ。そこをだからこういった規則がどうのこうのとか、そういう問題じゃなくて、実際にそこに頼まなければならない積極的な理由を書きいただければ、その理由が合理的であればいいと。

そこは自分たちはいいと思っているけれども、ほかの人から見ていいと思うかしらというのはあるかもしれませんが、でも、確とした意思を持って選定するんだというところが重要なと思いますので。

○委員 この発注事業一覧表のほうでの〇〇〇の落札率を見ると結構低いと思うんですね。100%もあるんですけれども、全体的に51%とか60%、68.9%となっているんです。なので、その安くなるものと100%のものもあってというところで、何か多分計算の仕方がちょっと変わってきているのかなという感じもしているんです。なので、そこら辺もちょっと

お勉強していただいて、それ難しいかもしれないですけども。

○委員長 今何年目ですかね、〇〇〇さんのシステム。2、3年目ぐらいですか。

○事務局 3年目に入っていますかね。

○委員長 これ例えば4年目、5年目だといきなり安くしてきたり、こっちのときにはよろしくという、そういう付度が働くということもないわけではないと思います。

○委員 一番見積もりとといいますか、計算しづらいのかもしれませんがね。

○委員長 そうですね。

○委員 プログラム系は。

○委員長 なので、私もお話ししましたがけれども、誰か何かそういったところに長けた方。難しいね。内部者でそういう方というのはね。難しいところであるんですが。どうでしょう、将来の課題というか。あるのかもしれないですね。

あるいは横から、要は他の市町村でこれはどういうふうに行っているのという、そういう横のつながりがあればそれなりの相場感というものが見つかるのかもしれませんがね。なかなか単独でというのは難しいかと思います。市町村レベルでいいますと。そういう意味でも2市3町の広域連合か何かをつくって、そういったものの交流があれば少しはもう少し近い金額が出せる可能性があるかもしれません。

あと何かご質問ございますか。はい、どうぞ。

○委員 今のちょっと確認なんですけれども、今回見積もり出すときってその周りの市町村の内容は一応確認はしているんですか。同様の額のくらいという。

○健康長寿課 見積もりを委託する段階でということ。

○委員 どの段階でもいいんですが、情報として仕入れているかどうかという話なんだけれども。それを前提に見積もりとかやってもそのぐらいの半額くらいが来てしまうという話なのか。ほかの市町村がではどのくらいやっているのかという。

○健康長寿課 ほかの市町村でもやはり安くなったりしているようです。

○委員 そうか、実際やっているという、どこの箇所もまず同じぐらいこういう感じでというのでやって、実際出したらどこもかしこも同じぐらい安くなっているという。それだと余り周りで聞いても。

○委員長 ということは、通常はプライスメーカーが、プライスメーカーってあるんですけども、こちらはプライステイカーになってしまっているということですよ。本当はこちら発注する側がプライスメーカーで、受けるほうはプライステイカーとってその言い値でやります

よという、これはもう主役が逆転してしまっているということですね。何というか、やはり何かという、今ここでこういうふうによればいいんだというのは思いつきませんが、何かやはり知恵を出してプライスメーカーであるということでこの価格だというふうなスタンスで発注できるとよろしいかなと思いますね。

あと何かございますか。よろしいでしょうか。

はい、わかりました。ありがとうございました。

ちょっと私もわからないですね。適正性をどうやって図るかという。

○委員 一応5年契約だった場合に1年目は100%なのに2年目、3年目になると80%ぐらいになって、4年目、5年目で50%とかとなって、安くして次のというわけじゃないんですよね。

○委員長 はい、2番目、教育課学校教育班で、これは冷暖房・ボイラー設備。暖房のですね。これは指名が1者で落札率が100%だったということで、指名に至った理由、また100%となった理由を中心に説明をお願いいたします。

○教育課 事業名が学31委第158号、松島第一小学校外暖房機保守点検業務委託となります。業務内容としては、学校施設の暖房機、幼稚園、小学校、中学校の暖房機の保守点検となっておりますが、内容としては使用前点検となります。

こちら指名競争入札で行いまして、指名の理由としては、松島町のほうに入札参加登録されている業者の中で松島町に本店、支店もしくは本店から受任された営業所を有し、業種が物品役務で「冷暖房・ボイラー設備」に登録されている業者全てを指名した形となっております。

そして、指名競争入札で1者応札となった理由なんですが、こちら町内の冷暖房・ボイラー設備に登録されている全者、こちら2者なんですけれども、そのうち2者のうち1者が配置技術者の不足から辞退にということで辞退届の提出を受けまして1者入札となったものです。

落札率100%の予定価格の算定根拠ということなんですけれども、こちら昨年度実績から1台当たりの金額を算出して設計金額としておりまして、予定価格は設定金額とイコールで設定しております。

○委員長 ということですね。100%の理由は昨年度実績の金額で、そこで受注契約を結んだということで、予定価格と契約価格が100%同じになったということですね。

質問、お願いいたします。

○委員 単価が3,800円というのはもう業者はわかっているんですよね。

○教育課 昨年度の単価はわかっている。昨年度の単価と同じであればということなんです。で

あれば。

○委員 昨年と同じ業者で、昨年度同じように発注が行われるのであれば単価は計算できて、そして、1者しか応札しないというのはどのタイミングでわかるんですか。入札は電子入札ですか、それとも部屋で札を入れる感じですか。

○教育課 部屋で札を入れる。

○委員 そこに業者さんが来た段階で「ああ、自分1者しかいない」というのがわかるんですね。

○教育課 はい。

○委員 そうすると落札率は永久に100%になります。単価は自分で把握しているし、競争相手がいなくても把握していたら、それは永久に落札率は100%になると思いますね。

だから、ちょっと工夫が必要なんじゃないのかなという感じがします。現在、町の業者2者だけ指名するという枠組みで考えているわけですがけれども、もう少しその指名範囲を広げて、松島町だけに限定するのではなくて、近接の市町村の業者も指名を可能にするとか、もういつそのこと一般競争入札にするとか。何らかの工夫をしないとこれは永久に特定業者が落札率100%で落札し続けるケースなんじゃないかと思います。

○委員長 ちなみにここ数年の落札者は、同じ条件で毎年やっているとすればこの2者がずっと指名を受けてということでしょうか。

○教育課 一昨年前まではこれにもう1者があって3者で行われていたものなんですけれども、前回の業者の登録のときにその1者が登録をしておらず2者となったものです。

○委員 事業の一覧表を見ますと平成26年から〇〇〇をずっと随契でとっていて、最初のころは47万7,000円だったか、そのぐらいだったが、それが平成30年から62万円、それで今回は64万7,900円。点検する台数が増えていないとすれば平成29年までは単価的にはずっと安かったのが、平成30年から今くらいになった。

だから、今言ったように町内の指名業者が2者しかいないんだったらやはりお話あったように町内では同じような業者しかいないからそこまで入れて、あるいはいつもいつもとっていてもっと安くできるよというところがない、そういう傾向ですよ。

○委員長 あと、どうぞ。

○委員 松島町の業者、町内の業者に絞る理由というか、何かそうじゃないとちょっと難しいとか何か、技術的なこととかはありますか。ないようなんですけれども。技術的に。

○教育課 理由はないです。

○教育課 町内の業者で作業的なものとか、箇所数も小学校、中学校ですので2者で大丈夫だということ。

○委員 技術的に町内の業者じゃないと難しいとか、そういうことではない。

○教育課 そこまでのことはないです。

○委員長 ですから、金額自体100万円を切っているし、町内業者の保護という観点ですね。その観点から町内に本店、支店を置いている者ということだろうかと思えますけれども。

だから、こういったケースってこれだけじゃなくて多々あるんですけれども、その中でもやはり競争といいますか、その要素をどういう形でかやはりちょっと入れていかないと、いつも必ず同じところがとってしまうという。特に清掃とか、ああいった業務なんかはそういったところがありますから、そこは何か知恵を働かせて、こういったもう少したまに変えてみるとか。もっと松島町に限定しないで。そこで競争を促して、そこでとれた場合に、では「去年こうだったじゃないですか」、そういった刺激といいますか、面倒くさいとは思いますが、そういったところを過去の受注状況を見ながら考えていただければなと思うんですけれども。あと何かございますか。

もう1者のほうは管理者不足というんですけれども、先ほど管理者ってこの業務についてそんな何か特別人手が足りないような管理者が必要なんでしょうか。

○教育課 辞退した業者さんって個人経営というんですか、実際これもちょっとその期間的なものはちょっと難しいと話をされていまして。

○委員長 ですね。ちょっとうちはその時期忙しくて人手不足なのでということですかね。

○委員 毎年ちゃんと競ってはいらるんですか。昨年とかおととしとかは。単独じゃないんですね。

○委員長 もしかしたら、ですからそういった事情であればもう少し広げてですかね。2市3町ぐらいまで。あるいはこっちだと大郷が近いんですかね。松島と大郷ね。でもよろしいかと思うんですけれどもね。私適当なこと言っていますけれども、地理的に近いものは。大郷は土木建設関係の会社、幾つかはある。ただ、こういった点検作業、電気関係までやるかどうかあれですけれども。

もう少しエリアを広げて入札ということをやってみてもいいのかもしれないですね。となると指名というよりはやはり一般でしょうかね。これでということになるかと思えますけれども。そういったことも検討していただければと思います。

あと何かございますか。よろしいですか。

では、結構です。どうもありがとうございました。

○委員 地元の会社を守るというところと、難しいですね。

○委員長 そうですね。

○委員 その折り合いをどうするかですね。

○委員 安くしてしまったら仕事をしないほうがいいというふうになってしまうのも心配。

○委員長 そうなんですよね。難しいですね。

では、3番目。教育委員会、学校給食センターということで、これは給食のあれですけども、金額が契約金額1億1,900万円と。結構高額で、5年間の契約とお聞きしたんですが、これについて入札があったけれども1者入札であったと。1者入札に至った理由ですね。ここを中心に説明をお願いいたします。

○教育課 事業名ですが、給2委第5号松島町学校給食調理等業務委託でございます。

業務内容といたしましては、学校給食センター、中学校側にあるわけですが、そちらのほうで調理業務、あと配送業務、あと回収業務と、それを回収したものを清掃と洗浄ということで、一通りの業務を委託する内容になっております。

今回1者応札の理由ということなんですが、条件といたしましては、そちらに記載されておりますが、入札参加条件といたしまして入札参加登録簿物品役務の給食調理に登録されていること。あと、県内に本店もしくは本店から請負契約の権限を委任された支店もしくは営業所を有していること。また、過去5年間において国または地方公共団体が発注いたしました同種業種の元請として履行した実績があることということで、主なものですね、条件に応募したところ、1者からの応募でしたという結果になっております。

これ5年前もかけまして、そのときにつきましては2者応募がありまして、今現在、今回応札で落札した業者がとったということでございます。

○委員長 委員の方、質問お願いいたします。

給食業務はやはり教育委員会のほうで担当で、小中学校の給食というのはわかるんですけども、時代の変化を、少子化ですね。まずね。ということで、学校給食だけで規模の利益というか、そういったものを受け入れる業者はかなりきつくなっている。

片や、私は仕事柄介護施設を見ているところがあるんですが、介護施設がどんどん増えてきていて、介護施設も施設ごとに給食を用意して食事を用意するということが多かったんですけども、もう近頃はどんどん廃止されています。理由は人件費、単価ですね。それが合わないんですね。やはり規模の利益をちょっと追及しないと給食配食についてはかなり難しい。

なので、介護施設では冷凍食品を、これは冷凍技術がすごく高まってきて、本当にこれ冷凍なのと見紛うぐらいです。それでレンジといいますか、温める技術、それから保温だとか、そういうものも結構するんですけども、そういったもので対応しているという事情がありますね。

この辺給食業界というのはどんなふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育課 確かに1者か2者だろうな、前回並みに来るだろうなとはちょっと思っておったんですが、結果1者だったんですが、今回の条件で県内に本店、営業所を置いているところということで、うちの登録簿に登録されている業者が11者で、マックスで11者ということなんですが、業務エリアをさらに開拓するというイメージでうちのほうに参入してくると思うんですが、そこまでの参入する考えがなかったのか。今受けている現状もキープしながら受けるというような考えなのかなと。

ですから、今回の前にとってもらいました今の業者さんが今後もまたやっていきたいというような考えで応募していただいたのかなと思っております。

○委員 前に何かそういう業者さんなかなか学校で委託できなかったという話を聞いたんですけども、全国的に受ける業者さんというのは、介護施設があるのでそういうところだったら結構いっぱいあると思うんですけども、学校給食というのはやはりそれに余り参入、競争してまで入るといような感じではないんですかね。

○教育課 それなりには一応はいると思いますけれども、確かに地域性もあるのかもしれないね。あと、これ随分前に業務委託の形で入れたときはある程度の数社から応募があって、2年のサイクルとか3年のサイクルでやったときがあるんですけども、そういうときにやっていただいた業者さんは今でもあるんですけども、今回も応募しなかったということがあるので、やはりうまみがない……とは思わないですけども、そういう部分で何か考えていることがあるのかなと思います。

○委員 ほかの給食関係では何年契約でやっているのでしょうか。

○教育課 ほかの自治体ですか。

○委員 はい。

○教育課 うちのように5年もありますし3年もありますし、だからその自治体で考えがまちまちです。

○委員 例えばですけども、この周りも全部5年契約だった場合に、その5年というものがちょっとずれていて、5年契約だった場合がその終わったときに「さあ、そういうところがあ

るのか」というと、自分がやったところ以外あいていないというようなパターンもあるのかもしれない。ですから、いきたくてもいけないんですね。ですから、5年というのも。

○教育課 やはりいろいろ慣れていただいていた部分もあるので、1年1年継続ですとまた同じような、私たちが教える立場になりますから、そこまでなかなか難しいので、できれば3年、5年というサイクルの中でやっていただいたほうが効率がいいのかなと。

○委員 何かいろいろな業者さんの、私個人的には何か入れ替わったほうが味がちょっとよくなったりとか、いろいろ。

○教育課 食べ物は栄養士もいまして、栄養士が関与してやっているんで、今お願いしている方は全部作業するだけの形になります。余り味は変わらないと思うんですが。

○委員長 栄養士さんというのはこの教育委員会のほうでこの方というふうに示すんですか。

○教育課 いえ、栄養士は県の職員でして、派遣されたという形です。だから、何年かに一遍いろいろな自治体を回りながら来る方ですね。

○委員長 ということは、県内の給食業者に対してある一定のレベルというんでしょうか、そういった県の方針でもってこういった給食をとということを栄養士さんが指導すると、そんなイメージでしょうかね。

○教育課 給食の基準がございますので、それで栄養士さんそれぞれで献立表をつくっていただいて、調理にも入っていただいて味見をしてみると。調理の流れを見ていただくようなことでやっていただいていますんで。うち1人ですけれども、自治体によっては2人とか3人ぐらいはいらっしゃるようです。

○委員 給食費というもの、学校の給食費、1人当たりの値段で結構安いとかという部分、そういうものは関係ないんですか。

○教育課 それは関係ないです。うちのほうでは賄い材料の部分は保護者に負担していただいていますので、その部分で今年の4月から若干二、三十円ほど一食あたりの単価を上げさせていただいて、物価上昇に対応させていただいております。

○委員 給食の材料費というのは父兄から出してもらうのと、あとどこから出てくるんですか。

○教育課 一応そのもの、その給食費で賄えない分は町の単費のほうでそこで出ているということです。

○委員 私てっきりこれに入っているのかと思いましたが、材料は一切入っていないんですね。

○教育課 町はセンター方式ですが、あと自校式的な、学校毎に調理室があると思うんですが、その場合には学校の中でお金を運営してその調理の材料を買うとかやります。ですから、結局

未納者がいると給食の質が落ちるとか物が無いというのが、そういう自校式の学校だとお金が集まらないうと集まったお金の中でやらなければいけないものですから物が無いとか、ちょっと少ないねというような話は出ています。町そういうスタイルではない。

○委員 そうするとなかなか参加する業者がいないというのは人の問題なんですかね。

○教育課 この業務はほぼほぼ人件費ですから。人が集まる、集まらないうとかの問題もあるかもしれない。

○委員長 やはりその辺は何でするかは請け負う業者さんの都合、ですから、やはりそこに近いところに通勤したいという、そういった人を固定といいますか、するためにやはり短いとあれだから、やはり5年とかのほうがいいというのも、そういう業者さんもいらっしゃるでしょう。うちは3年でいいよと。結構いろいろほかのところに派遣したりするからとか。やはり受ける業者さんの都合によるのかなと思いますね。

○教育課 あと、配送している車両が2台あるとか、前は自前で持っていたんですけども、業務委託に切り替えてから車両も一緒にお願いしますということでやっているんですよ。そうすると、業者さんも単年で終わってしまうと車の契約のリスクがそこでは起こってしまうんで、複数年のほうは業者さんの的にもいいのかなということですね。

○委員長 ああ、そうですね。車両費も入ってきますものね。トラック1台1,200万円です。

○委員 ちなみに予定価格は5年前とは大きく変わっているんですか。

○教育課 変わりました。

○委員 安くなっているんですか。

○教育課 高くしました。消費税の部分もありますけれども、あと前回人件費の単価ですか。上がっています。それに合わせた形で積算しています。

○委員 では、そういう上げなければいけないところを上げたら前よりもちょっと高くなっている。

○教育課 はい。

○委員長 最低賃金二十何円ずつぼんぼんと上がっていますから。これも発注価格が最低賃金が上がると自動的にその辺のところは委託金額に上乘せしろとなっていますから、その辺の影響かなと思いますね。

あと何か委員の皆様、質問とか確認したいことございますでしょうか。

何か逆に5年後どうなっているんだろうと不安な気がするんですが。

○教育課 もう生徒数も少なくなっていますから、あと5年後再発注するときには、むしろ回数

とか、食数とか変わってきていますので、その辺ちょっと数字的には下がってくるのかなとは思っていますが。

○委員長 このつくっているセンターというのは場所はどこに。

○教育課 あちらの北側の松島中学校ですが、愛宕駅あるんですけども、その裏手に、体育館の裏手にちょっとあります。45号線を走っていただくと川向かいに見える感じなんです。

○委員 前は直営だったんですよね。

○教育課 そうですね。

○委員長 となると、大郷が近いんですよね。

○教育課 そうですね。

○委員長 あっちの大郷は給食とかどうされているんですかね。

○教育課 あちらもセンター方式でやっています。

○委員長 ですか。何か統合したほうが。

○教育課 うちの建物も平成8年に建ててかなりがたが来ているという話もあって、それで建て直す関係があるんですけども、本当に近隣のどこかいい施設があればそこと提携しながら、業務提携も1つ考えられるものがあるかなと思っております。

○委員長 あと、給食自体がもしかしたらもう少し何か変わるのかな。中身自体がですね。

あと何かございますか。質問事項。よろしいですか。

では、給食について1者入札の理由、それから5年契約、いずれも効率性について確認しましたということで、ありがとうございました。

○事務局 それでは、ここで個別の審議は全て終了となります。

それで、委員さんにご意見あるいは総括をお願いします。

○委員長 では、今回抽出した案件等について委員の皆様、何かご意見ありましたらば。個別あるいはトータルのということでも構いませんが。

○委員 業務委託2件目というか、全体の5件目というか、町内業者2者を指名しているということなんですけれども、実質的にはもう1者だけを指名している状態になっていて、でも、実質的には競争が完全に失われている状態になっていますね。そういう長期的に競争が失われているような形で落札率が高いものがあつたら、それは少し工夫が必要なのではないかというふうに思いました。

総括表を拝見しますと、工事に関しては27件中20件が条件付き一般競争入札で、非常に条件付き一般競争入札が原則で、それ以外のものはそれなりの理由があつて、指名なり随契な

りに進んでいるというのはよくわかるんですけども、その一方で業務委託のほうの総括表を拝見しますと79件あって、条件付き一般競争入札は10件しかないんですね。もしかすると、これまでのいろいろな経緯から指名競争入札とか随意契約というものが採用されているというのはそれなりにあるんじゃないかという気がするんですね。

そういった中で、今回業務委託の2件目が出てきたように、実質的には町内業者を保護するために町内業者だけを指名しているという形で落札率が高くなっているというようなものがあれば、それは少し考え方を改めて競争を導入して、これまで発注していた価格が本当に適切な価格だったかどうかというのを一度チェックしてみるというのもやはり必要なことなのかなと、そんな感じがしました。

○委員長 ありがとうございます。

あと何かございますでしょうか。

○委員 今回、すみません、この件とは関係ないんですけども、何となく不落が多くなってきているように感じるんですが、そこら辺何か理由ってあるんでしょうか。例えば台風19号の河川災害復旧の不落ということで、こういったものこそさっさとやっていきたいところだとは思うんですけども。

○事務局 業者さんがかなり手いっぱいということは聞いております。

○委員 まだまだ仕事が多いということで。

○委員長 多いそうです。だから、中小企業も景気予測で土木建築が多いですけども、ほかはみんな雨か大雨ですから、その中で仕事が根強く、公共事業ということもございますし、災害対応ということもあるし。やはり、だから人手不足なんですね。

基本的には人手不足かなと思っています。失業者が今度、今ものすごく増えているんですね。解雇をする事業所というのは6月、7月、どんどん宮城県内でも増えています。ただ、その受け皿として本当はそういう土木工事が補修とか必要が高まるんですけども、やはり3Kの仕事だということでなかなかいってくれないんですね。もったいないと思ったんですけども。

私は先生おっしゃる不落が増えていると。私はほかの入札監視委員会に出ていますので多いなというふうに思いますね。見ていると何かどうせ発注する側が待っていてくれるんだからということで、何か私はそういうものがぶんぶん匂ってきてしまうんで。

あと、確かに〇〇先生おっしゃること、私も本当に1者、形式だけちゃんとやっていればいいというんじゃないかと、やはり固定的な受注といいますか、入札になるとどうしても本当にこれでいいのかということがありますので、たまには一般に変えてみるとか。基本的には指名で

いいんだけど、それをずっと続けなくて新しい血を入れてみるということなんですね。そこでさらに町内の業者も活性化してくれると、危機感を持ってやってくれるといいんですけどもね。

今回ピックアップしたのは6件なので比較的くまなく検討することができたかなと思いますけれども、やはりそうですね。

○委員 同じような話なんですけれども、さっきの〇〇〇とか、どうしても適正な価格がどういうものかよくわからない、あと、業務委託の2番目もですけれども、町内だけで、ほかの隣接市町村とか、そういうものを参考にするとか、そういうものである程度考慮する。そういうものも積極的にやったほうがいいのかと思いますね。

○委員長 そうですね。特にシステム関係なんかは。あれ、こちらはまだこちらにサーバーがあるんでしょうかね。

○事務局 今は全部クラウドです。

○委員長 もうクラウドでしょう。となると、もうこっちに来なくていいから、業者さんは地元の業者さんとやって「はい、終わり」ということだから、それはちょっと今までとお金のかかりようが違うだろうなというふうに思いますね。

○事務局 システムに関しては、先ほどもいろいろなご意見ありましたけれども、ほかの自治体と比較したいんですが、ほかの自治体がどこまでで1つのシステムで連携させているのかというのが。ばらばらなんですよね。うちの町は基幹系がほとんどもう〇〇〇になっていますけれども、ほかの自治体がどう、介護保険は違う業者に頼んでいるとかということもあったりしますので、一概に全部そこで他の自治体と比較するということもなかなか難しいところがあります。

あとは、パッケージングされているもので、そこだけで改修が済む自治体もあれば、自治体ごとにとちょっとカスタマイズしていたりなんかしますので、そこにはもう工数が入っていったりしますので、必ずしもそこで差が出たりもします。

なので、システムはちょっとなかなかうちのほうで手のつけようがないということがあるというのが実情かなと思います。

○委員長 でも、いち早くクラウドという、松島町としては。進んでいるんじゃないですかね。

○事務局 そうですね。〇〇〇さんがもともと、先ほど委員長おっしゃっていたとおり全国的な規模でやられているもので、結構いち早くクラウドを入れてくれたところでありましたので、それにうちのほうもちょうどいいタイミングで乗っかれたという形になっています。

○委員長 Wi-Fiも怖いですがけれども、クラウドもまだ私ちょっと怖いですがけれどもね。うちは保証というか、盗まれないよというようなことは言っているけれども。

○事務局 LGWANを使っているので、外からは絶対入られないような形には一応なっているというのは聞いていますので、まあ大丈夫なんだろうと。

○委員長 海外ですと、いろいろなそういう部隊を軍隊で情報をうかがおうとしている状況ですから。

○事務局 一応インターネット回線とは一切つながっていない専用線になっています。外からはまず入られないんじゃないかなとは思いますが。

○委員長 これも今後ですがけれども、マイナンバーの普及というか、今回の支援金だとか、そういったものは全くくっついていなくて、これをきっかけにしてオープンシステムに乗っていかないとというような、外からのアクセスをしてどうのこうのとか、予想されるんですよ。

ちょっとこの辺は専門ではないのでわかりませんが、やって、好むと好まざるとに関わらずそっちのほうに進んでいかざるを得ないという情勢にはなるんでしょうね。

○委員 随契の見積もりの出し方が業者が出しっぱなしという感じがしますね。最初に見積もりを出して、実際の契約のときには1割、2割引いた価格で随契で出して。私は随契というと大体もう落札率高いというイメージなんです。何というか、賢くなっているという。なかなか我々のほうでそれに対応するのは難しいという気がしますね。

○委員長 だから、そこは実質的にこちらがプライステイカーになっているからなんです。わからないだろうと。それで、金額で見ればそれで安くなっているんだから、何か得したような気分というか、「ああ、うちのこと考えてくれているんだ」という、そういった。私穿った見方が得意なんで。人を疑うのはあれなんですけれども。そうかもしれないですね。

あと何かございませんか。今回のコメント。

本当に最後の随契か、随契の理由、そういうんじゃないんだという。でも、こちらの入札監視委員会、最初はそういう受け答えが多かったんですけれども、皆様の指導のおかげでちゃんとはっきりこういった理由だからこうなんだと。そういうものができているので、何か久しぶりに見たという、私としてはこうなって、こうなって、こうなんだからというのは、入札監視委員会のメリットといいますか、かなり浸透しているんだろうと思います。

こんなところでしょうかね。

○事務局 それでは、長時間お疲れさまでした。以上をもちまして入札監視委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

本日はありがとうございました。
